

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年3月21日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第7号

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例の一部を改正する条例

香芝市手話言語及び障がいの特性に応じたコミュニケーション手段に関する条例（令和2年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「よう努める」を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。